

松阪市農業委員会委員募集要項

1.目的

農業委員会等に関する法律に基づき、松阪市農業委員会の委員を募集する。

2.業務内容

- ・農地の権利移動や転用等の申請の許可、決定等の審査のため、農業委員会の総会(毎月1回)に出席
- ・農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生の防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援活動、指針の作成など

3.任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

4.身分及び報酬

- ・松阪市の特別職の非常勤職員
秘密保持義務があり、職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。
- ・松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬等を支給(年額252,000円)

5.募集人数

19人(松阪市内全域より)

農業委員に推薦又は応募をされた人は、農地利用最適化推進委員にも推薦又は応募することもできますが、両委員を兼ねることはできません。

6.推薦を受ける方又は応募できる方の資格

- ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方で、法令等により農業委員との兼職を禁止されていない方。
- ・原則として松阪市内に住所を有し、現に居住している方。
※次に該当する者については、応募資格がありません。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・松阪市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方

7.推薦及び応募に係る手続等

規定の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ① 農業者および農業者が組織する団体等から推薦する場合（様式第1号）
- ② 個人による応募(自薦)の場合（様式第2号） 自ら記入してください。

様式及び募集要項については、松阪市農業委員会、松阪市役所農水振興課、北部農林水産事務所、林業・西部農水振興課の窓口にも備えるほか、松阪市ホームページからダウンロードできます。

8.募集の期間

令和8年4月1日(水)午前9時00分～令和8年4月30日(木)午後4時30分まで
松阪市農業委員会又は産業文化部農水振興課に、持参又は郵送により提出してください。

※持参される場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合、**4月30日必着**です(消印有効ではありません)。また、封筒の表面に「農業委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

※期間終了後、募集人数に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合、松阪市のホームページでお知らせします。

9.情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間と期間の終了後に、松阪市のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

10.選考方法、結果及び任命

募集人数を超えた場合、その他必要と認める場合には、松阪市農業委員会委員候補者選考委員会において面接を行い、候補者を選考し、市長が選任のうえ、市議会の同意を得て、市長が任命します。

なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては一切受け付けできません。

※法律の規定により選考にあたっては、次の条件があります。

- ・認定農業者である個人、認定農業者である法人の業務を執行する役員等が農業委員の過半数を占めること(10名以上)。
- ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者(1名)を含めること。
- ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

11.記入上の注意

推薦書及び応募申込書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴(最終学歴・職歴)」、「農業経営の状況」、「推薦(応募)理由」
詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙(任意様式)に記入して提出してください。「経歴(最終学歴・職歴)」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。
- ・「認定農業者等であるか否かの別」
認定農業者等とは、松阪市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について松阪市の認定を受けた農業者または法人の役職員等です(不明な場合は、お問い合わせください)。

12.その他

- ・推薦・応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。また、提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関で調査します。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

問合わせ・提出先

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番 1

松阪市農業委員会(市役所4階)

電話番号 0598-53-4136

松阪市役所農水振興課(市役所4階)

電話番号 0598-53-4102